

畜産会 経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

令和2年10月20日 | No.371

主な記事

1 畜産学習室

肉用牛肥育経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (3)

(一社)長崎県畜産協会 吉元 博昭

2 行政の窓

飼養衛生管理基準について

—CSF(豚熱)の侵入防止に向けた取り組み—

農林水産省消費・安全局動物衛生課

3 お知らせ

畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

肉用牛肥育経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (3)

(一社)長崎県畜産協会 吉元 博昭

分析数値とその見方について

これまで説明してきました内容で把握できた数値を基に、経営内容の分析に入ります。

支援対象農家が目標とした所得が出ていなければ、表7により経営内容を把握し、経営面と技術面の回転率の差に大きな開きがないか、事故率が高くないか、売上高に対するもと牛費率、飼料費率が高くないかを確認し、それぞれの項目の目標値まで達成できるよう支援しましょう。その確認方法としては、後述しますが、(独)農畜産業振興機構のホームページに掲載されている牛マルキン交付金算定基礎を活用してください。

ただ、注意していただきたいのは、経営の特性で説明したように、肉用牛肥育経営が1

年間だけの成績では判断できないところです。できれば、過去3年間の成績を把握し、どのような経過をたどってきたのか、経営収支の状況はどうか等を青色申告決算書等で確認することが必要です。これを怠ると、間違った支援内容になる可能性があります。

これまで経験した中で、経営悪化につながった飼養管理技術以外の最大の要因は、経営面と技術面の回転率の開きが大きいことでした。そこで、経営改善の第1段階として回転率の修正、すなわち、月単位での導入頭数に計画性を持たせ、毎月の出荷頭数を安定させることに取り組んだ事例の3年間の出荷、導入状況が表8です。

この農家は毎月6、7頭の出荷導入を基本として、年末の枝肉相場高を期待して11、12

(表7) 経営判断に必要な数値と分析項目

項目	数値	算出方法	コメント
a 肥育牛常時飼養頭数	頭	前号 (1) ①	牛房数や労働力に見合った規模となっているか
b 年間出荷頭数	頭	前号 (1) ②	計画通りとなっているか
c 肥育月数	月		生産者より聞き取り
d 年間もと牛導入頭数	頭	前号 (1) ③	計画通りとなっているか
e 年間事故頭数	頭	前号 (1) ④	
f 年間売上高		前号 (2) ①	
g 年間もと牛購入費	円	前号 (3) ①	出荷牛の購入費も調べましょう
h 年間飼料購入費	円	前号 (3) ②	
i その他費用	円	前号 (3) ③	
肥育回転率 経営面	%	$b \div a \times 100$	経営面と技術面に大きな開きがないか
肥育回転率 技術面	%	$12 \text{ ヶ月} \div c \times 100$	
事故率	%	$e \div a \times 100$	1% 以内に抑えましょう
売上高対もと牛費率	%	$g \div f \times 100$	できる限り抑えましょう
売上高対飼料費率	%	$h \div f \times 100$	できる限り抑えましょう
1頭1日当たり経費	円	$(h+i) \div (a \times 365)$	販売肥育牛1頭1日当たり増価額を下回っているか
販売肥育牛1頭当たり増価額	円	前号 (4) 表5	
販売肥育牛1頭1日当たり増価額	円	前号 (4) 表5	1頭1日当たり経費を上回っているか

月の出荷頭数を増やすローテーションで経営を行っていましたが、資金繰りが厳しいことと、子牛相場や販売収入額等の影響を受け、計画的なもと牛導入ができず、肥育期間の基準を21ヵ月としているものの、発育不良や事故の発生、枝肉共励会出品のための肥育期間延長等により、経営診断に入った1年目は、表8のとおり、経営面の回転率が68.9%、2年目が51.9%と大変不安定な経営を行っていました。

肥育期間が21ヵ月ですから、21ヵ月サイクルで考えれば問題はないのではないかと思われるかもしれませんが、前述した理由により肥育期間が平均の21ヵ月から3ヵ月程度前後することは珍しくなく、この農家に限ったこ

とではありません。

この農家は、税務申告の期間である1年サイクルで見た場合に、2年目は収入が減少した上に、**常時135頭規模の経費がかかっている**ことで、70頭の販売収入では賄いきれず、既に大きな負債を抱えていたこともあって、さらに負債が増大してしまうなど資金繰りが大変厳しくなっていました。

そこで、近隣の子牛市場が2ヵ月に1回開催されている関係から、1回の子牛セリで12頭前後導入し、毎月6頭前後出荷することと、飼養管理の話になりますが、肥育前期に粗飼料を多給する技術を用いるよう助言したところ、3年目には、年末出荷頭数はこれまで通り多く出荷しながら、他の月は6頭前後出荷

(表8) 3年間の出荷導入状況例 (黒毛和種肥育)

(常時飼養135頭・肥育期間21ヵ月・技術面回転率57%)

単位：頭

年	1年目												計	回転率
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
出荷	6	6	5	6	6	8	7	12	7	8	12	10	93	68.9%
導入	8	6	8	6	11	6	6	0	10	0	13	6	80	
	2年目												計	回転率
出荷	5	9	5	6	5	8	3	6	4	2	10	7	70	51.9%
導入	8	6	6	3	8	0	11	0	16	0	16	2	76	
	3年目												計	回転率
出荷	5	9	5	6	5	8	3	6	4	2	15	7	75	55.6%
導入	12	0	12	0	14	0	11	0	12	0	14	0	75	

※回転率：出荷頭数÷常時飼養頭数135頭×100で算出

できるようなローテーションが組めるようになり、目標とする回転率57%に近づき、出荷導入共に75頭となり、さらには枝肉重量も増加していました。

まだ改善途上であり、毎月の出荷頭数にバラツキはありますが、今後、毎月6頭前後出荷できるようになれば、さらに経営も安定してくるものと思われます。

極端な例と思われるかもしれませんが、そうではありません。この農家以外にも同じような事例をたくさん見てきました。このように、出荷導入のローテーションが狂ってしまうと、単年での経営収支に大きな影響が出ることを認識してください。繰り返しになりますが、経営面の回転率を技術面の回転率に近づけるよう支援をしてください。

肉用牛肥育経営安定交付金制度 (牛マルキン) の活用

この制度は、ご承知のこととは思いますが、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的として実施されており、一定の所得を補償する制度といえますが、問題は、差額の残り1割と生産費に含まれていない費用（例えば出荷預託手数料や出荷運賃など）が補えなければ、この費用分が赤字となり、預貯金の取り崩しや借入などの対策を講じなければなりません。

よって、理想論にはなりますが、この制度で公表されている販売価格の算出基礎となっ

ている枝肉重量、枝肉価格を上回り、肉専用種でいえば20ヵ月前のもと牛購入費以下で導入することを目標に経営を行うことも重要であると考えます。

金利負担

肉用牛肥育経営は、農業の中でも多額の投資を必要とする経営で、各種施設、機械、もと牛購入費、飼料費など肥育牛常時1頭当たり100万円程度の投資額の少なくとも50%以上が自己資本で賄えればよいわけですが、ほとんどの経営は大部分が負債によって賄われています。

昨今の低金利時代にあっても、肥育牛を100頭以上飼養すれば、1億円以上の資金が必要であり、年利2%の預託制度等を利用したとすると、年間200万円以上の利息が発生します。この額の大小はいろいろな考え方があるとは思いますが、通常1人1年間程度の生活費と考えることもできるのではないのでしょうか。経営者は、この金利の発生元とその額、経営上の限度額等を熟知して経営にあたり、自己資金による飼養牛の割合が少しでも増加するよう心がける必要があります。

また、前述したように、牛房数の不足、肥育もと牛導入頭数の無計画性等の原因により、出荷導入の回転がうまく行かず、もと牛の導入頭数が時期的に片寄ることで、出荷時期も片寄ることとなり、償還金の延滞につながり、予期以上の金利負担となるなどの例も見られますので、注意が必要です。

資金繰り

最後に資金繰りの話をします。

資金繰りとは「お金の工面を計画的に行うこと」であり、借入金の返済や必要な資材購入が滞らないようにするためには、常に経営に「問題」を見出すこと、見出そうとする態度が必要で、「**安泰な時こそ危機意識**」を持つことが重要とされています。

これまで説明してきましたように、肉用牛肥育経営は農業の中でも回転率が低いという特徴がありますので、上述のように資金繰りに計画性を持たせる必要があります。

その方法としては、月、年を単位とした資金繰り表を作成し、計画した数値との比較検討を繰り返す、いわゆる、**PDCAサイクル**が重要と考えます。

「**PDCA**」とは、「**P**lan＝計画：過去の実績や今後の予測に基づき、何をどのように改善していくのか」、「**D**o＝実行：立てた計画に沿って実行し、できなかったことを記録」、「**C**heck＝評価：実行した内容を点検（達成内容や計画とのズレ）。問題点を洗い出し、改善策を探る」、「**A**ction＝改善：計画通り進まなかった内容をまとめ、今後どうしていくのか検討し、次の計画に生かす」の4つの英単語の頭文字で、 $P \Rightarrow D \Rightarrow C \Rightarrow A \Rightarrow P \dots$ といった具合に、4つの段階を繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法とされています。

PDCAはどの畜種にも利用できるものであり、その詳細は専門家に譲るとして、資金繰り

(表9) 資金繰り表例

令和〇〇年 (月次別資金繰り計画表)

単位：万円

		1月		2月		3月		・・・
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収入	繰越残高	150		110		10		
	販売収入	200		200		300		
	その他							
	収入計	350		310		310		
支出	もと牛購入費	140		140		140		
	飼料費	50		50		50		
	雇用費	20		20		20		
	〇〇費	10		10		10		
	償還金			60				
	税金等							
	家計費	20		20		20		
	支出計	240		300		240		
残	次月繰越	110		10		70		

り計画を立てることで、支払いをしなければならぬ時期と額を把握することができますし、もし、無計画や甘い計画の上で過大な借り入れをすると、返済が滞る可能性があります。これを回避することができます。

資金は、営農口座で管理することが一般的で、とくに営農ローン（日常の営農にかかる運転資金に便利な当座貸越型のJAプロパー資金）は便利ですが、管理を怠ると、長期間多額の借越が発生し、返済が遅れ、延滞すると高い利息を支払うこととなります。

また、借入金の償還にこの営農ローンを充てると、このような事態が発生してしまい、購買未払金の増加につながるケースもあります。

この事態を避けるため、肥育牛販売代金の

入金時期や飼料、資材等購買品の支払時期等を事前に把握し、月毎、年毎の資金繰り表を作成するよう助言するとともに、作成の支援を行ってください。参考までに、月毎の資金繰り表例（表9）を示しますので、年毎の場合は、月を年に変えて、支援農家が作りやすい、わかりやすい科目に変えて、まずは毎月、次の段階で3年若しくは5年計画を作成してみてください。

この表9を活用して、将来の資金の動きを予測し、想定する課題に事前に対応できる準備のお手伝いをし、生産者のニーズに対応できる支援者となっていただくことを期待して終わります。

（筆者：（一社）長崎県畜産協会 総括畜産コンサルタント）

行政の窓

飼養衛生管理基準について

—CSF（豚熱）の侵入防止に向けた取り組み—

農林水産省消費・安全局動物衛生課

飼養衛生管理基準（日々の作業における注意事項）

ソフト

1. 車両からの伝播防止

—消毒方法—



衛生管理区域の出入口では、外来者にも徹底させる

- ① 車全体を消毒した後、タイヤ、タイヤハウス、車体下部を重点的に洗浄・消毒する。（車両を少し移動させ、タイヤ全体を消毒する。発砲消毒なら持続効果が長い。）
- ② 乗降用のステップやペダル、ハンドルをアルコールスプレーで消毒する。
- ③ 乗務員が衛生管理区域内で乗降する場合は、着替え・履き替えに併せ、区域内専用の足置きマットを車内に設置する。

※ と畜場への出荷に使用した車両は、農場外で洗浄・消毒し、一晩外に置いてから場内に戻す。

2. 人による持込防止

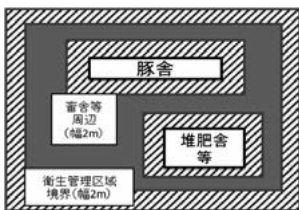
衛生管理区域内外と畜舎内外で2重に境界を設定する



- ・ 衛生管理区域、畜舎それぞれ専用の衣服及び靴に着替える。
- ・ 畜舎出入口では、長靴を洗浄した上で踏み込み消毒を行う。
- ・ 手指の洗浄・消毒、又は専用手袋を着用する。
- ・ 分娩舎は、豚に触ることが多いので、手袋を着用する場合でも、手洗いを入念に行う。
- ・ と畜場や化製場から戻ってきた者は、直接農場に戻らず、場外でシャワーを浴びてから農場に入る。

※ 消毒効果を得るには、事前に泥などの有機物を洗い流すことが必要です。

3. 畜舎周囲・農場外縁部の石灰散布



- ・ 畜舎周囲と農場外縁部（出入口の外周を含む）は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する。
- ・ 散布量の目安は、1㎡当たり0.5～1.0kg（2m幅の場合、1袋で約15m）。
- ・ 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなる。
- ・ 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- ・ 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

4. 飼養管理作業の注意点

—資材の受入—

- ・ 資材の納品はできるだけ、衛生管理区域の外で受け取り、区域内に持ち込む際に消毒する。

—こぼれ餌の清掃—

- ・ 野生動物を誘引しウイルスが持ち込まれる可能性があるため、こぼれ餌をこまめに回収する。
- ・ タンクの下など飼料保管場所に消石灰をまいたり柵を設置することも野生動物の忌避効果がある。

—出荷や堆肥の搬出—

- ・ 出荷や堆肥の搬出のため、豚舎内に重機を持ち込む際は、作業の前後に重機や豚舎搬出口付近のスペースを消毒する。

- ・ 搬出口を開放する時間をできるだけ短縮し、戸締りを励行する。

—死亡豚の処理—

- ・ 死亡豚や胎盤は、回収するまで囲い等により野生動物の接触を防止する。
- ・ 業者へ引き渡す際の一時保管庫は、衛生管理区域境界に置き、レンタル業者にて適正に処理する。

※ 各作業はマニュアルを作り、外部業者も含めて全ての作業従事者が励行する体制を確保する。



飼養衛生管理基準（病原体侵入防止に必要な設備）

ハード

1. 野生動物侵入防止対策

農場周囲における柵の設置



- ・ イノシシ、キツネ、タヌキなど野生動物や人の侵入を防止する。
- ・ 塀の設置が難しい場合も電柵とワイヤーメッシュを2重に設置することで効果が向上する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



- ・ 畜舎周辺及び農場周囲に除草や木の伐採による緩衝帯を設置する。
- ・ 畜舎内外の整理・整頓・清掃に心がける。

畜舎における防鳥ネットの設置



- ・ 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する。
- ・ 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する
- ・ 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する。

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- ・ 堆肥舎や死豚保管場所は、食べ残り飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。

2. 人・車両等の出入り対策

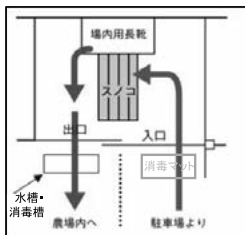
入退場車両の消毒設備



- ・ 農場出入口は、動力噴霧器及びコンクリート盤等を設置する。
- ・ 未舗装の場合は、車両の長さの約2倍ほどの消石灰帯を設置する。
- ・ 消毒を実施しなければならない旨や動力噴霧器の使用方法を提示する。
- ・ 飼料運搬車等の乗務員用に、農場専用の足置きマットを用意する。

※ 消毒場所は、車両から落下した泥等による二次汚染を防ぐため、舗装し側溝を整備することで、水はけを良くすることが望ましい。

衛生管理区域又は畜舎専用の衣服及び靴、手指消毒設備



- ・ 衛生管理区域、畜舎専用それぞれの衣服及び靴を設置する。
- ・ 出入口に長靴や手指の洗浄設備（水栓又は水槽、ブラシ）、踏込消毒槽及び手指消毒用のアルコールを設置する。
- ・ 着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界帯（1m幅）を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする。
- ・ 場内専用の衣服や長靴は、こまめに消毒・洗浄し、清潔に保つ。

3. 豚舎外での病原体防除対策

～ ネズミやカラスなどの野生動物の糞により、衛生管理区域や水源も汚染している可能性 ～

- ・ 豚の豚舎間の移動のためのケージ・リフトを用意する。困難な場合は、舗装し移動ルートに消石灰を十分に散布する。
- ・ 飲用水等の水源に沢水やため池を用いる場合は、塩素等により適切な濃度で十分な時間、消毒できる設備を整備する。



【飼養衛生管理基準の詳細情報は、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。】

文責：農林水産省

全農による消毒等の方法紹介動画

(<http://jacnet.zenoh.or.jp/boueki/index.html>)

消毒槽の準備方法

靴底消毒等に活用可能な消毒液の調整方法を紹介。希釈倍率が重要。



消石灰の散布方法

衛生管理区域等における消石灰の散布方法を紹介。ムラのない散布が重要。



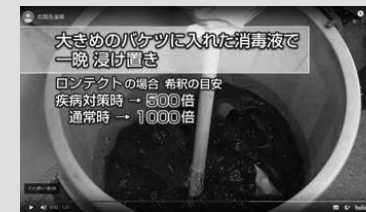
手指の消毒方法

手指のアルコール消毒の方法を紹介。手のひら等の消毒が重要。



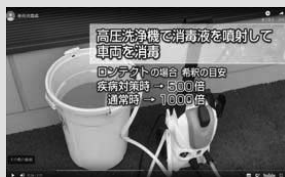
衣類の洗濯方法

衣類を選択するときの消毒方法を紹介。衣類の消毒液への浸け置きが重要。



車両の消毒方法

車両の消毒方法を紹介。地面と接するタイヤ等の足回りの念入りの消毒が重要。



農林水産省消費・安全局動物衛生課 担当者：病原体管理班
代表：03-3502-8111（内線 4581）

中央畜産会からのお知らせ

畜産特別資金等借入者の計画達成に係る
実績点検結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

(2) 肉用牛経営

ア 計画に対する進捗状況

- ① 報告があった農家数262戸(経営形態別：肉専繁殖150戸、肉専肥育97戸、乳用肥育13戸、哺育育成2戸)の戸当たりの実績は、飼養頭数は126.6頭(計画対比86.9%)で、畜産部門収入は79,093千円(同99.9%)、畜産部門支出は72,940千円(同99.2%)、家計費は3,352千円(同100.1%)となり、償還財源は7,211千円(同91.9%)と計画未達成となっている。
- ② 北海道の戸当たりの実績は、飼養頭数は282.1頭(計画対比96.4%)で、畜産部門収入は184,651千円(同101.9%)、畜産部門支出185,877千円(同101.3%)、家計費は7,062千円(同113.1%)となり、償還財源は-4,490千円(同117.9%)となっている。
- ③ 一方、府県の戸当たりの実績は、飼養頭数は121.1頭(計画対比86.2%)で、畜産部門収入は75,338千円(同99.7%)、畜産部門支出は68,922千円(同99.0%)、家

計費は3,211千円(同99.1%)となり、償還財源は7,628千円(同91.7%)となっている。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、90%未満の農家が98戸(40.8%)、90~100%未満が15戸(6.3%)、100%~110%未満が28戸(11.7%)、110%以上が99戸(41.2%)となっている。

イ 計画に対して進んでいない要因等
〔畜産部門収入〕

- ① 飼養管理不足等により販売頭数・販売収入が減少
 - ・親牛の高齢化に伴う受胎率の低下、子牛を後継牛として育成したため、販売頭数が減少
 - ・親牛の更新、子牛の奇形、死産により販売頭数が減少
 - ・枝肉重量・肉質は改善されているが、枝肉相場が弱含みとなっていることで販売収入が減少
 - ・従業員の不足により、飼育管理が思うよ

(表2) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況(一戸当たり)

(単位：千円、%)

区分	資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道	畜産特別資金	9	282.1	96.4	184,651	101.9	185,877	101.3	7,062	113.1	-4,490	117.9
	緊急支援資金	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	9	282.1	96.4	184,651	101.9	185,877	101.3	7,062	113.1	-4,490	117.9
府県	畜産特別資金	92	156.3	99.2	93,469	102.7	83,397	101.0	3,745	97.9	14,142	108.1
	緊急支援資金	161	101.0	77.2	64,977	97.4	60,651	97.5	2,890	100.1	3,905	69.8
	計	253	121.1	86.2	75,338	99.7	68,922	99.0	3,211	99.1	7,628	91.7
計	畜産特別資金	101	167.5	98.8	101,594	102.6	92,529	101.1	4,050	100.0	12,482	109.2
	緊急支援資金	161	101.0	77.2	64,977	97.4	60,651	97.5	2,890	100.1	3,905	69.8
	計	262	126.6	86.9	79,093	99.9	72,940	99.2	3,352	100.1	7,211	91.9

うにできず出荷頭数・販売収入が減少

- ・高齢牛産子や雌牛の出荷が多かったため、販売単価が伸びず販売収入が減少
- ・もと牛価格が高騰していることから安価なもと牛しか導入できず、また、飼料代の支払いで早期出荷したため販売収入が減少
- ・自家産による更新・増頭を図っているが、思うように増頭が進んでいない

② 疾病、死亡等により販売頭数が減少

- ・老齢牛の比率が高く、分娩前に流産や死亡事故が相次いで発生
- ・子牛の疾病などの事故により販売頭数が減少
- ・肺炎ウイルスが農場にまん延し、死亡牛が増加したため、販売頭数・販売単価とも減少

〔畜産部門支出〕

- ・牛舎の増築、トラックの購入等による経費の増加
- ・大雨被害の復旧と老朽化した牛舎の改築費の増加
- ・母子ともに飼料給与量過給となり、飼料費が増加
- ・飼料の無駄（与えすぎ、良すぎる高いエサの購入）により支出増加

〔家計費・その他〕

- ・親族の不幸等により臨時の費用が発生
- ・家族の入院等による医療費の増加
- ・子供の教育費（大学進学）の増加

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・販売実績を基に借受者を交えての経営検討会を開催するとともに、関連部署と情報共有
- ・牛舎内の整理整頓、家族との情報共有の仕方を指導
- ・償還財源の確保に向け、販売額の一定額（または1頭につき一定額）の積立を実施
- ・機械・施設等について、きめ細やかな保

守点検を行い耐用年数の延命を指導

- ・自給粗飼料の作付面積の増加と適正な飼料給与や早期出荷による飼料費の削減を指導
- ・畜産協会の経営診断を継続して受けることにより、経営改善の経過把握と経営診断結果を踏まえた指導を実施
- ・農業簿記記帳講習会の受講による指導を実施し、数値による経営管理、分析に取り組む
- ・地域ブランドの販売強化に向けた取組を融資機関である農協を中心に県関係機関が支援
- ・子供の成長に伴い、教育費等が増加するので、十分な計画性をもって生活するよう指導
- ・労働力の低下を踏まえ、飼養規模の拡大を行わず、現行規模を維持する方向で経営を行うよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・技術員が定期的に牛舎に出向き栄養管理や生産性・出荷日齢短縮を念頭においた指導を実施
- ・人工ほ育育成技術の実施による分娩間隔の短縮、自給粗飼料確保による購入飼料の削減の実施
- ・繁殖母牛の栄養管理および妊娠鑑定の徹底による分娩間隔短縮
- ・ウォーターカップや飼槽の清掃、牛舎環境の整備により、採食量の増加による枝肉重量の増加・肉質の改善を指導
- ・濃厚飼料変更にとまなう飼料給与方法の指導
- ・子牛用TMR飼料給与による牛商品性向上や適正な飼料給与により飼料費削減
- ・繁殖記録台帳を基本とした管理（受胎・分娩）を実施し、パソコン導入による飼養管理経営の実施
- ・毎月、子牛検査・せり市前巡回を行い、

- 農家への飼養管理指導を実施
- ・繁殖状況の把握により、受胎しにくい母牛の個体管理と淘汰更新の早めの検討を実施
- ・キャトルセンターを利用しながら、子牛の密飼状態を回避
- ・飼養管理等に係る家族間の情報の共有化を指導
- ・繁殖雌牛の高齢化が進んでいることから、更新のためゲノミック評価を基に保留牛の選定を実施
- ・上物率の向上を図るため、マニュアルを作成しステージごとの飼料給与を実施
- ・体重測定を実施し発育状況を的確に掴み、必要に応じ強肝剤投与などによる補正を実施
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
 - ・事故率低減に向け、予防接種、畜舎消毒に取り組み、子牛の疾病を早期に発見・治療
 - ・猛暑対策の強化、牛舎の見回り強化による事故予防を指導
 - ・家畜保健衛生所による定期的な採材等の衛生検査による感受性、免疫移行等を把握し、原因追及や初期対応を指導
 - ・事故防止に対しての意識改善が図られるよう指導員による継続的指導（導入直後の獣医師の問診、見回り回数の増加等）の実施
 - ・事故率改善に向け、制限保育の実施、放牧地を活用した事故抑制を指導
 - ・組織的なワクチン接種による疾病予防を実施
- ④ 自給飼料の確保等
 - ・サトウキビをハーベスターにて収穫した際に発生するハカマ(キビトップ)をロールにすることにより粗飼料を確保し費用削減
 - ・購入粗飼料は子牛に重点を置いて、母牛には自給粗飼料供給を指導
 - ・飼料畑集積による良質粗飼料自給率の向上および粗飼料費の圧縮
- ・自給粗飼料の作付面積の増加と適正な飼料給与や早期出荷により飼料費の削減
- エ 県協議会の指導・支援事項
 - ① 経営・資金管理等の指導
 - ・家畜異動状況（成畜および育成畜、子畜の生産・導入・販売・死亡廃用等）記録記帳の徹底および定期的な報告を指導
 - ・購買部署と連携した未払金(特に飼料代)の徹底管理を指導
 - ・借受者を含めた定期的な検討会開催の実施（新規投資は、原則、審査会の合議事項となることを周知し、事前に融資機関に相談することを指導）
 - ・ソーラーを設置し売電しているが、今後のメンテナンス等を検討するよう指導
 - ・経営改善見直し計画の審査の中で、改善が順調でないなどの課題があると判断された借入者に協議会としてヒアリングを実施
 - ・資金繰りを注視するため月次収支実績に対する計画を報告させて進捗状況を検討
 - ・定期的開催される現地指導班会議、現地指導に参画して改善状況の把握と改善指導を実施
 - ・畜産協会による経営診断による支援の実施
 - ② 飼養技術・管理等の指導
 - ・母牛群の適正な産歴構成の維持
 - ・発情観察、妊娠鑑定徹底による分娩間隔の短縮
 - ・家畜の動態表（月齢と肥育、素牛出荷計画）の作成を指導
 - ・黒雌の出荷月齢が33.4カ月と肥育期間が長いこと、肉質も低下し、1日増加額が低くなっていることから、適齢出荷を指導
 - ・牛舎環境（敷料、飼槽、給水器、通気）の改善を指導
 - ③ 疾病、死亡低減対策等の指導
 - ・子牛育成管理の徹底による事故率の低減および疾病の早期発見・治療によるダメージの軽減を指導

- ・もと牛の選定、疾病の適正管理等飼養管理に十分留意して事故率の低減を図るよう指導
- ・育成観察を徹底し、個々の状況に対応した早期治療に取り組むことを指導
- ④ 粗飼料の増産等
 - ・良質飼料の増産に向け、採草地の肥培管理および牧草地の有効活用を指導
 - ・母牛には配合飼料を抑え粗飼料（稲わら・稲WCS）主体とすることで経費削減

(3) 養豚経営

ア 計画達成に係る進捗状況

- ① 報告があった農家数40戸（経営形態別：繁殖1戸、一貫36戸、肥育3戸）の1戸当たりの実績は、飼養頭数は893.1頭（計画対比89.5%）で、畜産部門収入は110,217千円（同80.1%）、畜産部門支出は102,244千円（同86.3%）、家計費は2,892千円（同88.7%）となり、償還財源は6,159千円（同43.0%）と計画を達成していない。
- ② 償還財源の進捗率は、90%未満の農家が23戸(57.5%)、90~100%未満が4戸(10.0%)、100%~110%未満が8戸(20.0%)、110%以上が5戸(12.5%)となっている。

イ 計画に対して進んでいない要因等

- ・疾病〔浮腫病、豚流行性下痢（PED）、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）〕の影響から繁殖力が低下して生産頭数が減少
- ・夏場の暑さの影響で、発育が遅れ出荷頭数が減少
- ・現預金不足から計画出荷体重に満たない状態で出荷を行い運転資金を確保してい

- るため、販売額が減少し償還財源が減少
- ・豚の管理が十分にできず生育不良の出荷などがあったことから、管理をしやすくするために飼養頭数を減らしたため出荷頭数が減少
- ・母豚の更新が上手くいかず母豚数は減少しており、また、子豚段階での事故により出荷頭数が減少
- ・夏に種付不良が頻発（母豚の高産歴化、夏場の体力消耗等によるもの）したことにより出荷頭数が減少
- ・豚価下落の影響から昨年度と比べ販売収入が減少

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

- ① 経営・資金管理等の指導
 - ・月々の生産実績・資金繰りの実績検討を行い、意見交換を実施
 - ・融資機関営農担当部署が借受者と連絡調整して経営実績の把握に努めている。
 - ・経営改善計画の数値を常に意識しながら運営するよう指導
 - ・台帳管理と記帳を徹底することと、経営継承について指導
 - ・他県における豚熱（CSF）発生もあることから、防疫体制、疾病の早期発見・早期治療を含めた管理体制を強化するよう指導
 - ・購買未払い分が増加しており、引き続き注視するよう指導
 - ・増頭計画に伴い、豚舎改修・設備工事計画中であり、支出増加が予想されることから、収支計画、資金繰りについての確

(表3) 養豚経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

(単位：千円、%)

資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
		(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
畜産特別資金	19	753.5	82.6	122,758	75.1	108,560	78.6	3,485	91.2	10,629	65.5
緊急支援資金	21	1,019.3	94.9	98,870	86.7	96,529	95.8	2,484	86.4	3,115	16.8
計	40	893.1	89.5	110,217	80.1	102,244	86.3	2,892	88.7	6,159	43.0

- 認を継続
- ② 飼養技術・管理等の指導
- ・母豚の計画的更新による繁殖成績の改善
 - ・肥育豚の配合飼料を4月から液状化飼料（6割程度）に切替を実施
 - ・妊娠鑑定を行い受胎率の悪い母豚については更新し安定した出荷頭数を維持できるよう指導
 - ・繁殖成績の向上により密飼い状態もあるため、母豚を減らすか子豚出荷を進めるよう指導
 - ・生産性向上・事故率改善に向けて、作業内容の見直し・治療の徹底
 - ・現地検討会により、飼養管理状況確認指導、種豚候補豚の馴致確認採血、発育不良豚の淘汰、衛生プログラムの確認を実施
 - ・労働不足を考慮し、母豚数を削減し肥育豚導入を計画的に行うよう指導
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・離乳後の事故率低減するため、子豚舎の洗浄消毒や抗生物質の接種などの実践指導
 - ・繁殖成績の安定を図るため、家保による母豚の背脂肪の測定を定期的に行うとともに、ships（母豚管理システム）の利用により個体管理を徹底
 - ・家畜保健衛生所、動物用医薬品販売会社等と現地検討会を実施し、現場の状況を踏まえたワクチン投与方法等を検討・実践
 - ・動薬メーカーによる疾病侵潤調査を実施
 - ・月1回の経済連獣医師による巡回指導・検討会の実施
- エ 県協議会の指導・支援事項
- ① 経営・資金管理等の指導
- ・定期的開催される現地指導班会議に参画し、計画達成状況、改善状況を確認し課題等に対して指導を実施
 - ・月次モニタリングによる現状把握に努め、協議会を構成する関係機関と連携し、特に衛生管理面での適格な指導を実施
- ・償還準備金としJAに積み立てをしているとのことであるが、購買未払が増加傾向にあり今後の動向について注意するよう指導
 - ・資金計画の生産状況の裏付けについて、生産頭数、回転率、育成率は農場野帳と付け合せて見直すよう指導
 - ・繰上償還が行われたことから、資金計画の見直しを近日中に実施するよう指導
 - ・償還財源の確保に向け、繁殖雌豚1頭当たりの肉豚出荷頭数の増加、繁殖雌豚の増頭（目標50頭）、有利販売につながる取り組みの実践を指導
- ② 飼養技術・管理等の指導
- ・個体管理が不十分なため、改めて記録・記帳を徹底し、個体管理に取り組むことを指導
 - ・数カ月後の種付予定頭数を把握し、繁殖雌豚の淘汰や分娩間隔が長くなり種付頭数が減少する場合には候補豚の導入を検討
 - ・月次モニタリング（8月～12月の計5回）で、飼養状況表および繁殖台帳等の確認、繁殖成績、出荷実績等について取りまとめ情報共有
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・疾病の適正管理や飼養管理の適正化を通して、出荷頭数の増加を図ることを指導
 - ・地域の指導機関と連携し、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）を適正にコントロールするよう指導
 - ・豚移動後の豚房などの水洗、消毒、乾燥を徹底するとともに、かかりつけの獣医師に相談の上、確実にワクチン接種を実施することを指導

問い合わせ先

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

担当：中胡

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 4



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしく安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介いたします。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

作業・管理の外部委託で規模拡大をめざす! / 総集編 畜産の最前線を見る! / 国を守る! 家畜の伝染病を水際で防ぐ動物検疫所の仕事 ほか

ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

●配信中の内容●

若者たちの挑戦! / 総集編 日本の養鶏産業の今 / 総集編 畜産の新しいいびき ほか

なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化など様々な内容を紹介します。

●配信中の内容●

鶏の卵が食卓に届くまで / 肉用牛シリーズ総集編 / 肉用牛の国内市場・海外市場への取組 ほか

グリーンチャンネル
でも放送中



--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 4」

URL : <http://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年8月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年8月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和2年11月上旬に公表する予定です。

なお、今後、交付対象頭数が確定することにより、既に積立金が不足している都道府県（表中、※2）以外にも積立金が不足する県が発生する可能性があります。その場合、積立金が不足することとなった県における8月分の支払は、国費分のみ（4分の3相当額）となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,013,801円	1,239,649円	※2 149,447.4円	栃木県	1,047,131円	1,256,317円	※2 138,200.55円
青森県	1,047,356円	1,243,783円	※2 129,588.225円	群馬県	1,047,131円	1,254,437円	※2 136,931.55円
岩手県 (日本短角種を除く。)	1,047,356円	1,233,784円	※2 122,838.9円	埼玉県	1,047,131円	1,256,801円	※2 138,527.25円
				千葉県	1,047,131円	1,250,327円	※2 134,157.3円
岩手県 (日本短角種)	835,478円	820,305円	-	東京都	1,047,131円	1,236,883円	※2 125,082.6円
				神奈川県	1,047,131円	1,256,704円	※2 138,461.775円
宮城県	1,047,356円	1,256,099円	※2 137,901.525円	山梨県	1,047,131円	1,271,330円	※2 148,334.325円
秋田県	1,047,356円	1,218,105円	149,674.1円	長野県	1,047,131円	1,258,083円	185,856.8円
山形県	1,047,356円	1,213,602円	※2 109,216.05円	静岡県	1,047,131円	1,167,369円	※2 78,160.65円
福島県	1,047,356円	1,268,288円	※2 146,129.1円	新潟県	1,121,579円	1,216,997円	※2 61,407.15円
茨城県	1,047,131円	1,254,456円	※2 136,944.375円	富山県	1,121,579円	1,247,359円	109,202.0円

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
石川県	1,121,579円	1,247,510円	※2 82,003.425円	広島県	1,037,516円	1,222,317円	※2 121,740.675円
福井県	1,121,579円	1,278,860円	※2 103,164.675円	山口県	1,037,516円	1,217,592円	※2 118,551.3円
岐阜県 ※3	1,328,261円	1,257,365円	-	徳島県	1,035,086円	1,258,342円	※2 147,697.8円
愛知県	1,023,349円	1,243,764円	※2 145,780.125円	香川県	1,035,086円	1,255,589円	※2 145,839.525円
三重県	1,023,349円	1,184,195円	※2 105,571.05円	愛媛県	1,035,086円	1,242,116円	※2 136,745.25円
滋賀県	1,134,995円	1,255,359円	※2 78,245.7円	高知県	1,035,086円	1,075,801円	32,643.5円
京都府	1,134,995円	1,269,785円	※2 87,983.25円	福岡県	1,051,796円	1,251,312円	※2 131,673.3円
大阪府	1,134,995円	1,236,217円	※2 65,324.85円	佐賀県	1,051,796円	1,247,041円	※2 128,790.375円
兵庫県	1,134,995円	1,469,091円	※2 222,514.8円	長崎県	1,051,796円	1,230,343円	※2 117,519.225円
奈良県	1,134,995円	1,247,895円	※2 73,207.5円	熊本県	1,051,796円	1,208,262円	※2 102,614.55円
和歌山県	1,134,995円	1,229,090円	※2 60,514.125円	大分県	1,051,796円	1,245,865円	170,662.1円
鳥取県	1,037,516円	1,246,498円	184,083.8円	宮崎県	1,051,796円	1,247,136円	※2 128,854.5円
島根県	1,037,516円	1,202,062円	※2 108,068.55円	鹿児島県	1,051,796円	1,261,196円	184,460.0円
岡山県	1,037,516円	1,191,816円	※2 101,152.5円	沖縄県	981,141円	1,200,120円	※2 144,810.825円

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	656,939円	827,024円	149,076.5円
	東京都		※2 111,807.375円
乳用種	449,173円	506,525円	47,616.8円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 肉専用種において※2を付した39都道府県は、積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については3月分以降、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については4月分以降、北海道、宮城県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県については5月分以降、山形県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、長崎県については6月分以降、福島県、三重県、福岡県、熊本県については7月分以降、また、交雑種において※2を付した東京都については6月分以降、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示していません。

※3 ※3を付した岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、当該県は単独で標準的販売価格の算定を行っています。